(b) ラトビアについては、
(i) 企業所得税
(ii) 個人所得税
（以下「ラトビアの租税」という。）

2　この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条　一般的定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。
(b) 「ラトビア」とは、ラトビア共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、ラトビア共和国の領域並びにラトビア共和国の領水に隣接する区域であって、ラトビア共和国の法令及び国際法に基づき海底及びその下並びにそれらの天然資源に関してラトビア共和国の権利を行使することのできる他の全ての区域をいう。
(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はラトビアをいう。
(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
(f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。
(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
(i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
(ii) ラトビアについては、財務省又は権限を与えられたその代理者
(j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。
(i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人
(ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体
(k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。
(l) 「年金基金」とは、次の(i)から(iii)までに規定する要件を満たす者をいう。
(i) 一方の締約国の法令に基づいて設立されること。
(ii) 退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付することを主たる目的として運営されること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを主たる目的として運営されること。
(iii) (ii)に規定する活動に関して取得する所得について当該一方の締約国において租税を免除されること。

2　一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条　居住者

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。
(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。
(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。
(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。
(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。両締約国の権限のある当局によるそのような合意がない場合には、その者は、この条約により認められる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条　恒久的施設

1　この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。

2　「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
(a) 事業の管理の場所
(b) 支店
(c) 事務所
(d) 工場
(e) 作業場
(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3　建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。第一文に規定する十二箇月の期間を超えたか否かを決定するに当たり、次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、(b)に規定する重複しない期間を、一方の締約国の企業が建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事において活動を行った期間に加える。
(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事を構成する場所において活動を行い、かつ、当該活動が一又は二以上の期間（合計して三十日を超え十二箇月を超えないものに限る。）行われる場合